

食品安全委員会（第996回会合）議事概要

日 時:令和7年9月2日(火) 14:00~14:25
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:山本委員長ほか 6名出席
傍聴者:一般 12名

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・動物用ワクチンの添加剤として使用する成分（大腸菌 J5 株由来成分）について

→担当の浅野委員から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度と考えられる」との審議結果が了承された。

また、意見・情報の募集手続は行わないこととなった。

- ・ *Trichoderma reesei* RF8694 株を利用して生産されたフィターゼについて

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組み換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「「*Trichoderma reesei* RF8694 株を利用して生産されたフィターゼ」については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき又は準用し食品健康影響評価を実施した結果、組換え体由来の新たな有害物質が生成され、肉、乳、卵等の畜水産物中に移行する可能性、遺伝子組換えに由来する成分が畜水産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性及び当該成分が家畜等の代謝系に作用し、新たな有害物質が産生する可能性はないと考えられることから、改めて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に準じて評価を実施する必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜及び養殖水産動物に由来する畜水産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承された。

・除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイ
KWS20-1 系統（食品）について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組み換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「「除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイ KWS20-1 系統」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承された。

・除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイ
KWS20-1 系統（飼料）について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続は行わないこととし、遺伝子組み換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「「除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイ KWS20-1 系統」について、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承された。

・ VAL-No. 6 株を利用して生産された L-バリンについて

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組み換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「「VAL-No. 6 株を利用して生産された L-バリン」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」の第 1 章総則第 2 「目的及び対象となる添加物」に規定する「遺伝子組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当する微生物を利用して製造されたものであることから、食品健康影響評価は必要ないと判断した。」との審議結果が了承された。